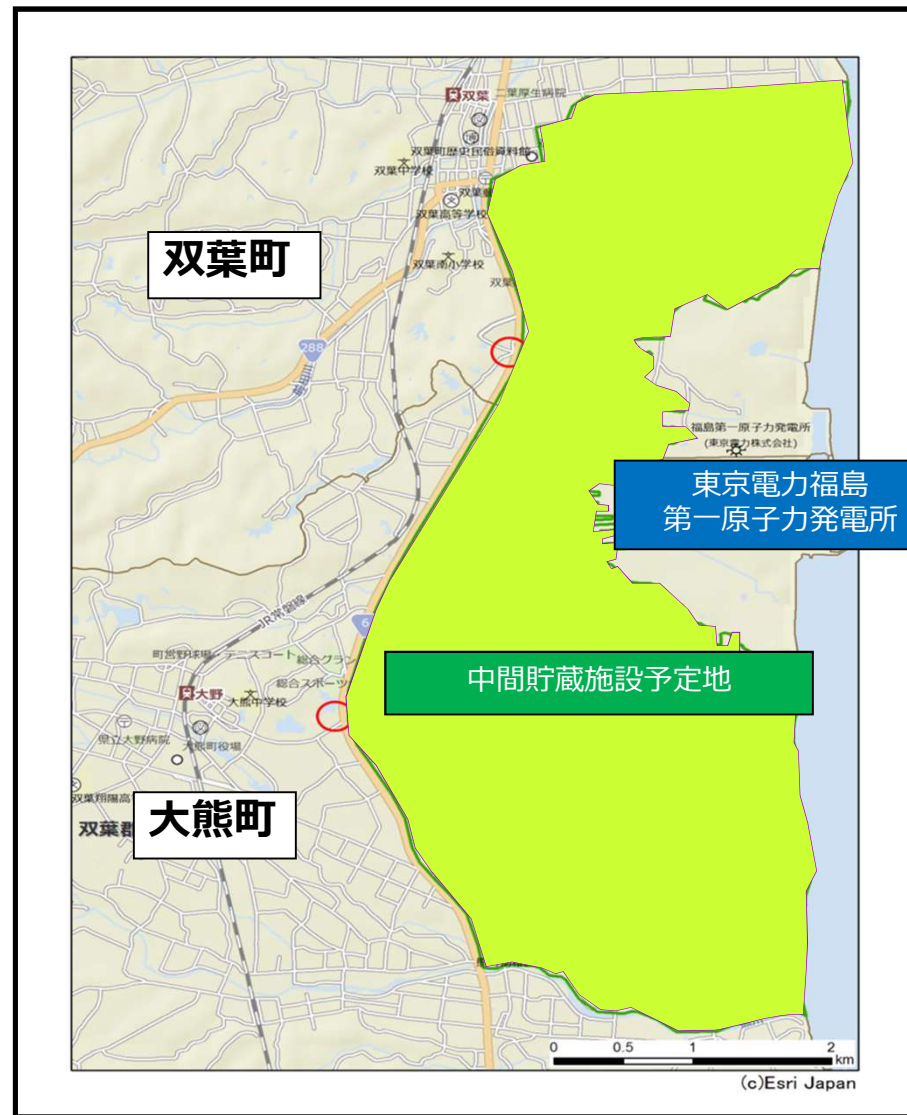


除去土壌等の中間貯蔵施設とは？

中間貯蔵施設の概要

- 福島県内では、除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。
- 中間貯蔵施設への輸送対象物量は約1,400万m³
- 現時点で最終処分の方法を明らかにすることは困難。
- 最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するために中間貯蔵施設の整備が不可欠。**
(面積：約16km²)
- 福島県内で発生した除染土壌や廃棄物、放射性セシウム濃度10万Bq/kgを超える焼却灰などを貯蔵
- 国は、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を法律に規定(改正JESCO法：平成26年11月成立)

＜中間貯蔵施設予定地＞



環境省作成

中間貯蔵施設の整備

受入・分別施設



土壌貯蔵施設



＜当面の施設整備イメージ図（平成29年11月）＞



※平成29年11月時点で各施設の整備の想定範囲を示したものであり、図中に示した範囲の中で、地形や用地の取得状況を踏まえ、一定のまとまりのある範囲で整備していくこととしています。また、用地の取得状況や施設の整備状況に応じて変更の可能性がります。

出典：第10回中間貯蔵施設環境安全委員会資料（環境省）

環境省作成

除去土壌等の輸送

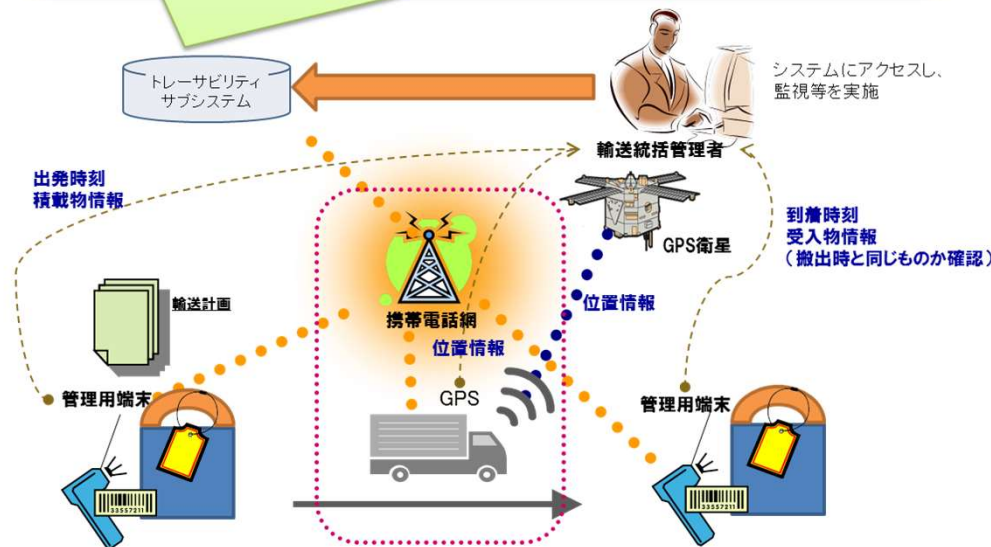
- 平成30年12月末までに累計約200万m³を中間貯蔵施設へ輸送済み。
- 平成31年度は400万m³程度を輸送する予定。
- 引き続き、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施。

＜輸送車両の管理機能の概要＞



走行中の位置情報を地図上に表示

積載物情報を輸送カードとして管理



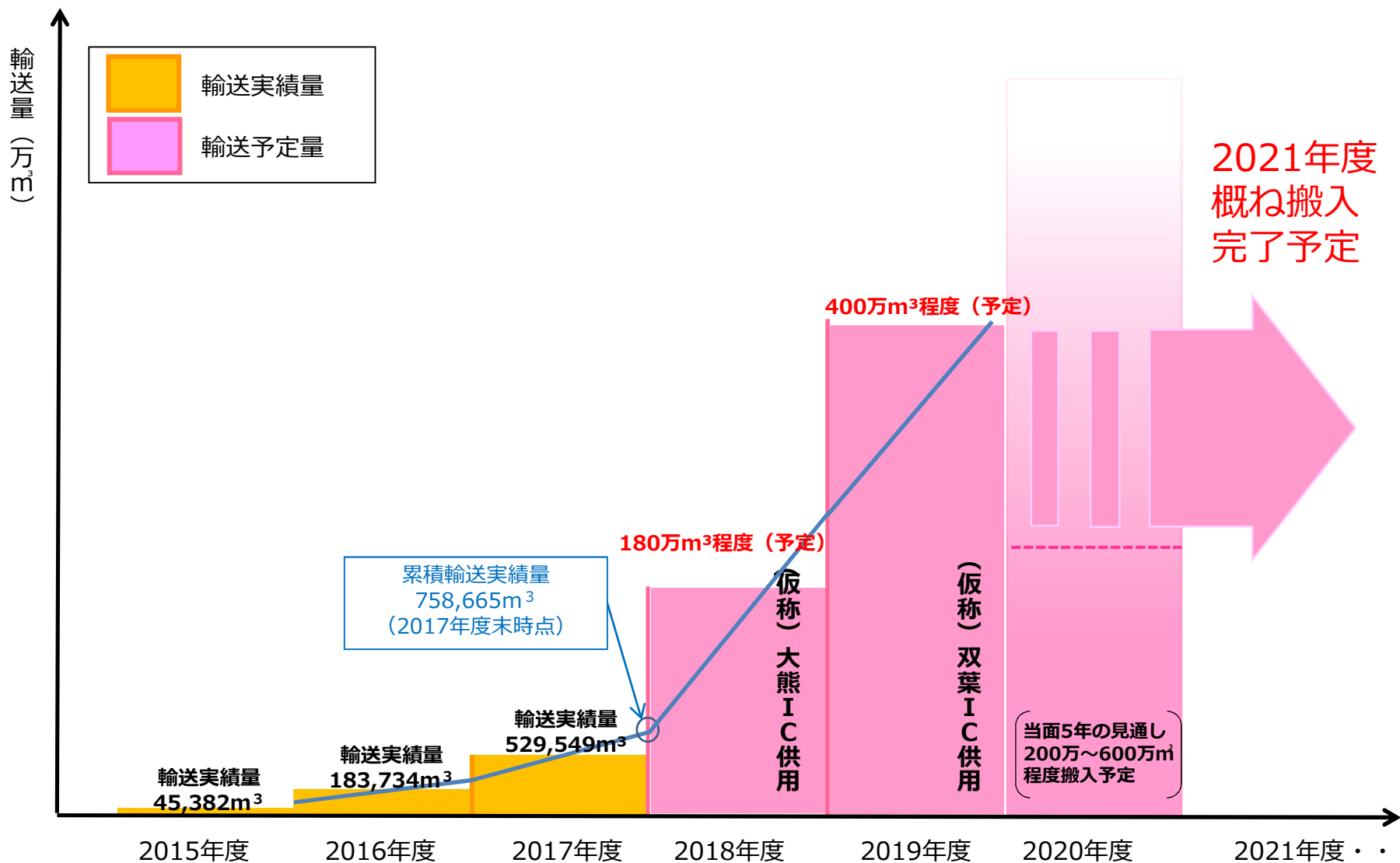
＜輸送の様子＞



環境省作成

中間貯蔵施設

中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」のイメージ（実績含む）



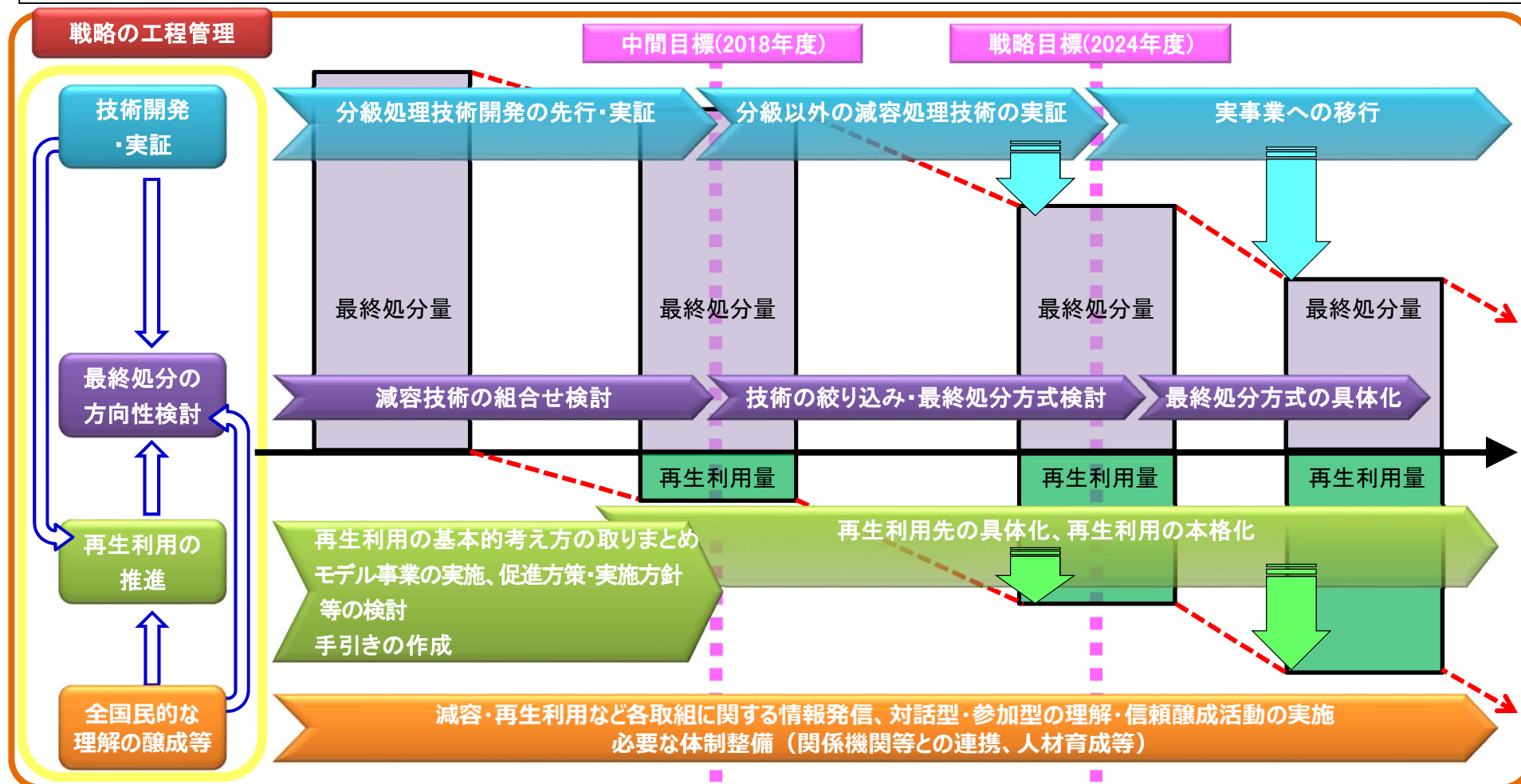
※2016年3月に公表した中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」に、2015~2017年度の輸送量実績及び2018年度の中間貯蔵施設事業の方針で示した2018年度（予定値）、2019年度（目標値）の輸送量を追記。

環境省作成

中間貯蔵施設

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略（平成28年4月公表）

- 除去土壌等の福島県外最終処分に向けて、減容技術等の活用により、除去土壌等を処理し、再生利用の対象となる土壌等の量を可能な限り増やし、最終処分量の低減を図る。
- 減容・再生利用技術開発の目標や優先順位を明確にし、減容・再生利用を実施するための基盤技術の開発を今後10年程度で一通り完了し、処理の実施に移行する。
- 安全性の確保を大前提として、安全・安心に対する全国民的な理解の醸成を図りつつ、可能な分野から順次再生利用の実現を図る。
- 技術開発の進捗状況や再生利用の将来見込みを踏まえて、最終処分場の構造・必要面積等について一定の選択肢を提示する。



環境省作成

中間貯蔵施設 再生資材化した除去土壌の安全な利用の考え方（平成28年6月）

【基本的考え方】

- 除去土壌を適切な前処理や分級などの物理処理をした後、用途先の条件に適合するよう品質調整等した再生資材（8,000Bq/kg以下を原則とし、用途ごとに設定）を、管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における人為的な形質変更が想定されない盛土材等の構造基盤の部材に限定した上で、適切な管理の下で限定的に利用する。

用途の限定

- 長期間にわたって人為的な形質変更が想定されない防潮堤、海岸防災林、道路等の盛土材の構造基盤の部材や、廃棄物処分場の覆土材、土地造成における埋立材・充填材、農地（園芸作物・資源作物）等に用途を限定する。

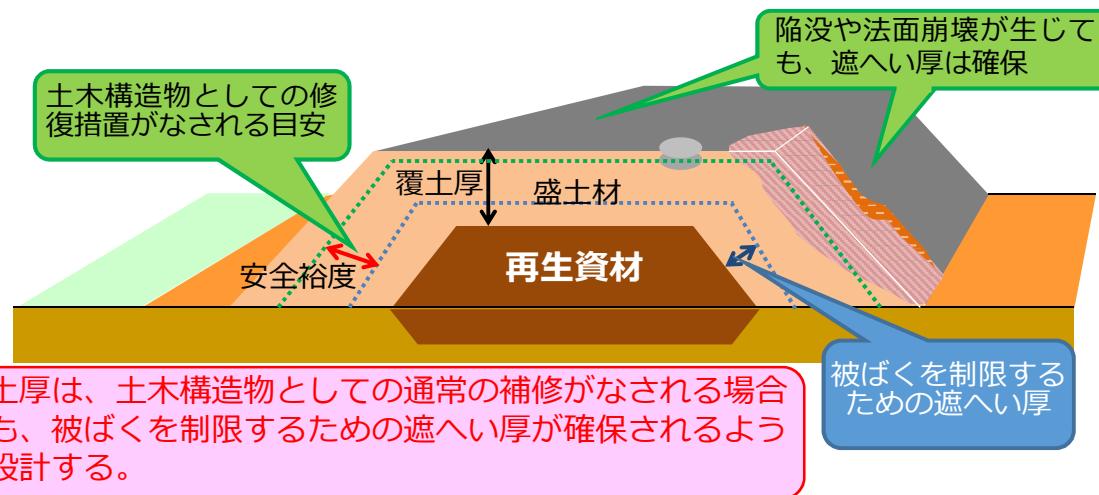


再生利用の進め方

再生利用の本格化に向けた環境整備として、上記の考え方に従って実証事業、モデル事業等を実施し、放射線に関する安全性の確認、具体的な管理方法の検証、関係者の理解・信頼の醸成等を行う。

適切な管理

- 管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等に限定。
- 追加被ばく線量を制限するための放射能濃度を設定。具体的には、追加被ばく線量が施工中1mSv/年を超えないようにする。（供用中は、その1/100を超えないように覆土等の遮へいをする。）
- 覆土等の遮へい、飛散・流出の防止、記録の作成・保管等を行う。



覆土厚は、土木構造物としての通常の補修がなされる場合でも、被ばくを制限するための遮へい厚が確保されるように設計する。

【参考】中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書（2015.2.25 福島県、大熊町、双葉町、環境省）
（最終処分を完了するために必要な措置等）

第14条 4

丙（環境省）は、福島県民その他の国民の理解の下に、除去土壌等の再生利用の推進に努めるものとするが、再生利用先の確保が困難な場合は福島県外で最終処分を行うものとする。

環境省作成